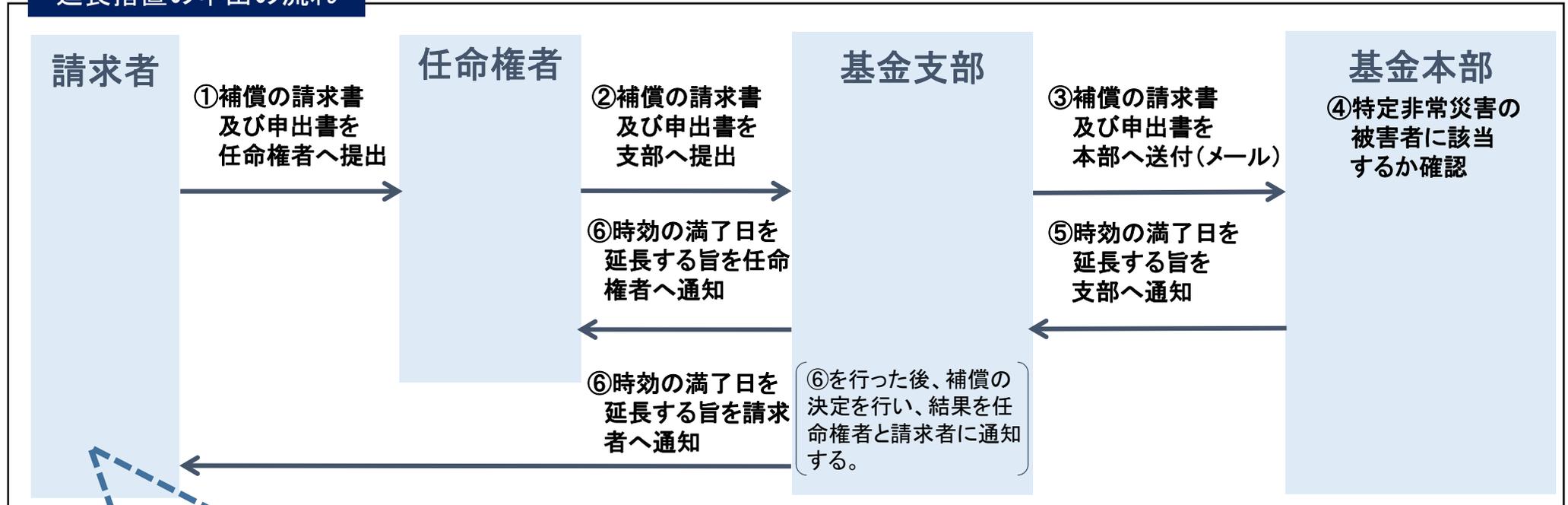


【参考資料】 延長の申出の流れ等について

延長措置の申出の流れ



< 申出書の記載内容 >

- ・ 補償を受ける権利について保全又は回復を必要とする理由
(令和6年能登半島地震(特定非常災害)により、直接または間接の被害を受け、補償を受ける権利の時効の満了日までに補償の請求が出来なかった理由)

※ 必要に応じて、補償の請求が出来なかった理由を証明する資料
(罹災証明書(写し)等)の提出を求める。